



後期高齢者医療制度に関する要望書

平成23年11月17日

全国後期高齢者医療広域連合協議会

後期高齢者医療制度については、高齢者医療制度改革会議「最終とりまとめ」を踏まえ、新たな制度の創設に向けて、関連法案を来年の通常国会に提出するために検討されているところである。

しかしながら、現政権において、新たな高齢者医療制度への移行方針や時期が明確に示されず、依然先行き不透明な状況が続いている。

このような中、現行制度が継続される間は、安定した運営を続けていくことが責務であり、現行制度で改善が必要な事項に対しては、早急な対応が必要である。

また、新制度の創設に当たっては、被保険者等に不安や混乱を与えることなく、公平で分かりやすく、幅広い国民の納得と信頼が得られる制度となることを望むものである。

現行制度の円滑な運営と新制度の創設に向け、国は、下記に掲げる事項について、特段の配慮をされるよう要望する。

記

後期高齢者医療制度に関する重点要望

1 現行制度に関する重点要望事項

(1) 平成24・25年度保険料率改定について

- ① 現在、国から示されている保険料増額に対する対応に加え、更なる制度改正等、被保険者の負担軽減のための必要な措置を講ずること。

また、現行制度が続く限り保険料軽減措置を継続し、その財源は全額国において負担すること。

- ② 保険料の大幅な上昇を抑制するために、財政安定化基金拠出額を積み増す場合は、必要とする国の負担を必ず行うこと。

また、都道府県負担分についても、拠出額の積み増しを行いやすいよう、拠出する全額を地方交付税の対象とするとともに、国から都道府県に対し積み増しの要請を行うこと。

- ③ 保険料率の大幅な上昇を抑制し、中間所得層の保険料負担の引上げを緩和するため、必要な賦課限度額の引上げを行うこと。

(2) 保険料の特別徴収について、対象となる年金の選択制の導入、月次捕捉による速やかな特別徴収への移行及び保険料変更後も特別徴収の継続が可能となるよう関係機関へ要請し改善すること。

(3) あん摩・マッサージ・指圧師及び鍼灸師について

- ① 国及び都道府県に指導・監査権限を付与し、保険者に対しても柔道整復師も含め一定の権限を早急に付与すること。
- ② 近年、大幅に増加している往療料について、国において実態を把握するとともに、支給要件を改善すること。
- ③ 療養費支給申請書（代理受領レセプト）様式について、早期に全国統一化を図ること。

(4) 電算処理システムについて

- ① 標準システム改修及び機器更改について、国としての対応方針を早期に示すとともに、平成25年4月の移行に支障をきたさないよう十分な準備期間を確保すること。
また、必要な経費は市区町村を含め国において負担し、広域連合に一括して交付すること。
- ② 標準システムには、未だ早期に改善が必要な事項がみられることから、次期改修においては安定的に運用できるシステムを構築すること。

(5) 東日本大震災について

- ① 東日本大震災で被災した被保険者への、一部負担金免除及び保険料減免措置を平成24年度以降も継続し、国による財政措置を講ずること。

また、特定被災区域等に住所があった者以外についても、被災状況等を踏まえた措置を講ずること。

- ② 平成24・25年度保険料率改定において、東日本大震災による被災地の厳しい経済状況を鑑み、被保険者の保険料負担を抑制（軽減）するため、新たな財政措置又は制度上の措置を講ずること。

- ③ 東日本大震災により増加した葬祭費について、国による財政措置を講ずること。

2 新制度に関する重点要望事項

(1) 新制度の構築について

- ① 新制度の構築に当たっては、現行制度施行時の混乱を教訓とし、国民に制度改正の理念及び意義の周知を徹底するため、十分な検討及び周知期間を確保の上、持続可能で、国民、地方公共団体、保険者、医療機関等から幅広く納得が得られる制度となるよう、国として万全の策を講ずること。
- ② 制度移行に係る業務処理に支障が生じないように、東日本大震災の影響を勘案した上で、新制度への移行時期及び移行スケジュールについて早急に提示すること。
- ③ 制度移行に必要とされる財源は国において確保すること。

(2) 今後、医療費負担の増大が見込まれる中、国は将来にわたり国民皆保険制度を堅持するため、財政予測を十分に行い、世代間及び保険者間の負担調整並びに被保険者の負担軽減への財源として国費を拡充するとともに、現在の保険料軽減率を法定化すること。

仮に、負担増となる見直しを行う場合においては、国民的合意を得ること。

(3) 保険料の特別徴収について、対象となる年金の選択制の導入、月次捕捉による速やかな特別徴収への移行及び保険料変更後も特別徴収の継続が可能となるよう関係機関へ要請し改善すること。

(4) 電算処理システムの構築について

- ① 現行システムからの移行内容、手順及びスケジュールを早期に明らかにし、事務処理体制及び電算処理システムを完全に整えることが可能な準備期間を確保するなど、スムーズな移行が可能となるよう配慮すること。

- ② 多額の費用をかけて構築した後期高齢者医療広域連合電算処理システム、市区町村システムなどの情報資産を可能な限り活用するとともに、新たに生じるシステム関係経費及びデータ移行に要する経費については、市区町村システムを含め国の責任において全額措置すること。

後期高齢者医療制度に関する要望

1 現行制度に関する要望事項

(1) 国庫負担金、調整交付金、国庫補助金等の交付については、年間交付計画を明確にするとともに、保険者の支払計画に支障のないよう速やかに交付すること。

また、被保険者の負担割合に影響が及ばないよう、国においては療養給付に対する定率交付は12分の4を確保し、広域連合間の所得格差を調整する調整交付金は、保険料率算定時より所得係数が上昇した場合でも財源不足により制度運営が困難とならないよう、国において別枠で確保すること。

(2) 平成24年度の診療報酬改定については、現在の社会情勢を十分に考慮し、被保険者の理解を得られるよう配慮すること。

(3) 後期高齢者医療制度臨時特例基金について、同管理運営要領において記載のない用途間の流用についても認めること。

(4) 保険者機能強化事業の保険料収納対策等に係る補助事業の実績の迅速な情報提供を行うとともに、同事業の補助を今後も継続すること。

(5) 保健事業について

① 健康診査事業の補助基準単価を診療報酬に即した額に増額するとともに、詳細項目（追加項目）についても同事業の対象とすること。

なお健康診査については、「努力義務」から「実施義務」に見直し、国・都道府県・市区町村の費用負担の法制化を図ること。

② 長寿・健康増進事業について、交付基準額の上限を見直すこと。

(6) 日本年金機構が発行する8月分の年金振込通知書について、8月の仮徴収額と同額を10月以降の引き去り額として通知することは、被保険者の混乱を招くことから、年金振込通知書への記載を中止すること。

(7) 特定疾病療養受療証の新規認定に当たり、月末診療開始者は極端に申請期間が短くなることから発効期日は申請月の1日ではなく、一定期間内の申請の場合は、診療開始月の1日からとすること。

(8) 基準収入額適用申請について、公簿等により収入額が確認できる場合は、職権による適用ができるものとする。

(9) 自己負担割合について、従来の1割及び3割に加え、新たに2割を追加する旨検討すること。

- (10) 高額介護合算療養費制度については、従来からの要望に対する回答を踏まえ、保険者等の現場の意見を聞き、早急に制度の見直しを行うこと。
また、見直しに当たっては、より簡潔で公平な負担軽減策とすること。
- (11) 高齢者の医療の確保に関する法律第59条第3項に規定する医療機関等の不正請求による返還金及び加算金について、地方税法の滞納処分の例によることを可能にし、保険者が確実に回収できることとすること。
- (12) 高齢者医療制度改革会議「最終とりまとめ」に盛り込まれた、次の2点について、新たな制度に先行して実施すること。
- ① 現行制度においては、「現役世代人口の減少」による現役世代の保険料増加分を75歳以上の高齢者と現役世代で折半し、高齢者の保険料の負担割合を段階的に引き上げる仕組みとなっているが、これを高齢者と現役世代の保険料規模に応じて分担する仕組みに改めること。
 - ② 現役並み所得を有する高齢者の医療給付費に公費負担を導入することにより現役世代からの支援金の負担軽減を図ること。
- (13) 広域連合標準システム研究会を定期的を開催し、同システムの改善を進めること。

2 新制度に関する要望事項

- (1) 新制度の運営主体は高齢者医療制度改革会議「最終とりまとめ」のとおり都道府県とし、都道府県及び市区町村の役割分担を明確化するとともに、全年齢の都道府県単位化への道筋を示すこと。

- (2) 自己負担限度額の区分判定を分かりやすい判定基準とすること。

平成23年11月17日

厚生労働大臣

小宮山 洋 子 様

全国後期高齢者医療広域連合協議会

会長 横 尾 俊 彦

